

沼津市立病院広告付き広報用モニター設置運用事業者選定に係る
プロポーザル参加要領

1 目的

病院及び市政に関する情報発信及び各種民間事業者の広告放映を行うことにより、患者及び付添人等へのサービスの向上及び病院事業の活性化を図ることを目的とする。

2 契約の概要

- (1) 件名 沼津市立病院広告付き広報用モニター設置運用事業
- (2) 期間 契約締結日（令和6年4月上旬予定）から令和11年3月31日まで

3 モニター設置場所

現在のモニター設置場所は下記のとおり（現在の位置図、設置状況は別紙参照）

設置場所	規格・基数
① 市立病院 1階 中央待合ホール 中央	80 インチモニター・1基
② 市立病院 1階 中央待合ホール 左	55 インチモニター・1基
③ 市立病院 1階 中央待合ホール 右	55 インチモニター・1基
④ 市立病院 1階 内科待合 西	32 インチモニター・1基
⑤ 市立病院 1階 内科待合 東	32 インチモニター・1基
⑥ 市立病院 1階 整形外科待合	32 インチモニター・1基

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 静岡県又は静岡県隣接県に本店、支店又は営業所を有しない者

(7) 国又は地方公共団体において類似事業の実績を有しない者

5 選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和5年11月17日(金) ホームページに掲載
2	質問受付	令和5年11月22日(水) 15時までにメールにて受付
3	質問回答	令和5年11月24日(金) 17時までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和5年12月1日(金) 17時必着
5	プロポーザル参加承認	令和5年12月6日(水) 15時までにメールにて通知
6	企画提案書等の提出	令和5年12月18日(月) 17時必着
7	選考会(書類選考)	令和5年12月20日(水) 予定
8	選定結果の通知	令和5年12月22日(金) 予定
9	契約締結	令和6年4月上旬(予定)

※なお、本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本件に係る質問は、質問受付期間中にメールにて提出すること(様式自由)。その際に会社名、担当者名、メールアドレス及び電話番号を併記し、メール送信後、質問を送付した旨の連絡を電話にて伝えること。

質問提出・連絡先は、「17 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は、随時、電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

質問者匿名にて当院ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間までに「17 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は、企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式3)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- (1) 参加申込書 様式 1
- (2) 同種業務実績表 様式 2

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書の写し等）を添付
- (3) 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可、営業所一覧表を添付すること。）
- (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 様式 4
- (5) 登記簿謄本等（申込日から3か月以内に発行されたもの）
 - ・法人登記をしている事業者は、履歴事項全部証明書の写し
 - ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し
- (6) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- (7) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
 - ① 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ② 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記をしている事業者は、「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は、「その3」又は「その3の2」を提出

8 プロポーザルへの参加承認

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否をメールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず、プロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「17 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、当院にその理由の説明を求めることができる。

9 提案内容

別紙「沼津市立病院広告付き広報用モニター設置運用事業者公募仕様書」の「2 業務内容」に示す部分について提案を行うこと。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、当院の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした提案に努めること。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「17 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

- ① 企画提案書提出届 様式 5

② 企画提案書（様式自由）

A 4 片面 10 枚以内で作成し、次の内容を必ず記載すること。

- ア 事業の実施体制
- イ 設置設備の仕様、設置方法、安全対策
- ウ モニター表示デザイン、コンテンツの特徴
- エ 広告及び病院・市政に関する情報の放映枠
- オ 広告の募集方法及び社内審査の体制
- カ 運用・保守管理及び緊急時等の対応
- キ その他患者等来院者へのサービス向上が見込まれる機能やアピール事項

③ 工程表 様式6

④ 見積書 様式7

※見積書への記載事項等について

本事業において設置者が当院に支払う広告掲載料の見積価格を記入する。広告掲載料は、契約期間における年額として設定すること。なお、広告主の応募がない場合等により設置事業者において広告料収入が見込めない期間が発生しても、広告掲載料の算定については考慮しないものとする。また、次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- ア 金額を訂正した見積書
- イ 広告掲載料その他の事項について、認知しがたい記載のある見積書
- ウ 提出に関し不正行為を行ったと認められる見積書
- エ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提出した者の見積書
- オ その他指示した条件に違反して提出された見積書

(2) 企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ・「(1) 提出書類」のうち、②～④については、自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載する各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ・「(1) 提出書類」は、日本工業規格 A 4 で作成する。このうち、②～④については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを5部提出すること。

(3) その他、注意事項

- ・見やすいもの、わかりやすいものとする。
- ・提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

11 選考

(1) 選考方法

提出された企画提案書等を基に、「沼津市立病院広告付き広報用モニター設置運用事業者選定委員会」にて、契約候補者を選定する。ただし、評価者合計点数の平均点数が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

12 選考結果の通知

契約候補者の選定後、速やかに当院ホームページにて結果を公表する。

なお、参加者自身の評価については、当院にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき

14 契約

契約候補者と協議を行い、詳細な内容及び契約条件について合意した後に契約を締結する。

本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

なお、選定された事業者が次のいずれかに該当する場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、当院が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

(1) 本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類における記名・押印は、すべて契約の権限を有する代表者のものとする。

(3) 契約期間中であっても、院内のレイアウト変更等により、やむを得ず本事業の一部又は全部を中止する場合がある。また、モニターの設置場所及び設置台数についても、協議のうえ、変更する場合がある。

17 問い合わせ・書類提出先

沼津市立病院 病院管理課 (〒410-0302 静岡県沼津市東椎路字春ノ木 550 番地)

担当 企画係 杉山、山本

電話 055-924-5100 E-mail byoin-so@city.numazu.lg.jp

以上

別表 評価項目

評価項目 【配点】	評価の視点
業務遂行 【10点】	<ul style="list-style-type: none"> ・法令及び市の関係規程等を遵守して事業を遂行する能力がある ・事業を実施するのに必要かつ十分な組織、人員体制が確保されている ・同種の事業実績を豊富に有し、広告の募集、掲載等について安定的かつ継続的に広告事業を実施する能力を有している
設置設備 【20点】	<ul style="list-style-type: none"> ・設置するモニターの仕様や数量等、提案の内容が充実している ・設置設備の材質、形状、構造、工程等が落下、破損等の防止対策に十分配慮されており、安全性、耐久性の面で優れている ・色合い、デザイン等が病院の雰囲気と調和している
情報発信 【20点】	<ul style="list-style-type: none"> ・表示情報のデザインやレイアウトが見やすく、多様な来院者（高齢者、障がい者、外国人、市外からの来院者等）の利用を想定したわかりやすいものとなっている ・病院及び市政に関する情報発信の枠を十分に有し、情報更新を簡易に行うことができる ・病院に相応しい民間企業等広告を募集・作成・配信することができる
運用・保守 管理 【20点】	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等広告を募集する手順及び外部審査体制が整備されている ・設置設備の保守管理体制が適切である ・緊急時における責任の所在と対応が明確であり、かつ、トラブルや問い合わせへの対応が適切である
広告収入 【20点】	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載料として妥当な金額となっている
その他 【10点】	<ul style="list-style-type: none"> ・自社独自の提案